### 農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱

平成31年3月29日付け 30農振第3448号

各地方農政局長 国土交通省北海道開発局長 内閣府沖縄総合事務局長 北海道知事

農林水産事務次官

### 第1目的

海岸保全施設整備連携事業(以下「本事業」という。)は、大規模地震や高潮の発生の危険性が高く重要な背後地を抱え、河川改修や港湾整備等の異なる事業との計画的な連携(以下「連携事業」という。)が必要な箇所において、海岸堤防等の整備を実施し、津波・高潮対策等を計画的・集中的に推進することで、早期に背後地の人命・資産の防護を図ることを目的とする。

### 第2 事業の内容

本事業の内容は、原則として、堤防・護岸等の海岸保全施設の新設又は改良を対象とする。 なお、本事業は、防護ラインの見直しと併せて行う既存施設の撤去を含むものとする。

### 第3 事業主体

本事業の事業主体は、海岸管理者とする。

### 第4 事業計画等

1 事業間連携計画の作成

本事業を実施しようとする海岸管理者は、連携事業の事業主体と協議の上、農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)が別に定める事業間連携計画(以下「連携計画」という。)を作成するものとする。

2 事業間連携計画の内容

連携計画は、連携事業を含む全体の内容を記載するものとし、事業着手から概ね5年以内に成果目標の達成が見込まれるよう、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1)対象地域の概要
- (2) 事業の概要
- (3) 連携事業を含む計画の内訳
- (4) 成果目標
- 3 海岸保全施設整備連携事業計画の作成

本事業を実施しようとする海岸管理者は、農村振興局長が別に定める海岸保全施設整備連携事業計画(以下「事業計画」という。)を作成するものとする。

4 海岸保全施設整備連携事業計画の内容

事業計画は、本事業単独の内容を記載するものとし、次に掲げる事項を記載するものとする。なお、連携計画において概ね5年以内に成果目標の達成を見込んでいることを踏まえ、適切に工期を設定するものとする。

- (1)海岸の概要
- (2) 事業の概要
- (3)農地の状況
- (4) 計画の内訳
- (5) 成果目標
- (6) 費用対効果
- (7) その他参考となる事項
- 5 事業計画等の同意
- (1)海岸管理者は、1及び3の規定に基づき作成された連携計画及び事業計画(以下「事業計画等」という。)について、地方農政局長等(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長(以下「沖縄総合事務局長」という。)、その他都府県にあっては地方農政局長をいう。)に協議し、その同意を得るものとする。
- (2) 地方農政局長(沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。)は、(1)により同意したときは、遅滞なくその旨を農村振興局長に報告するものとする。
- 6 事業計画等の変更
- (1)海岸管理者は、同意を得た事業計画等を変更しようとする場合には、5の手続に準じて行うものとする。
- (2) 地方農政局長は、(1) により同意したときは、遅滞なくその旨を農村振興局長に報告するものとする。

### 第5 事業の対象

本事業の対象は、海岸法(昭和31年法律第101号)第40条第1項第3号又は第4号に規定する海岸保全区域内(同条第2項の規定に基づく協議により農林水産大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。)において実施するものであって、以下の(1)~(3)までの要件を満たすものとする。

- (1)以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域(海水の侵入により浸水するおそれがある区域)に地域中枢機能集積地区(背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察署、消防署、病院等)がある地区等)を有すること。
  - (ア) 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・ 千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、 甚大な浸水被害のおそれがある地域
  - (イ) 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがある地域
- (2) 第4に規定する事業計画等が策定されていること。
- (3) 事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。

離島・奄美・北海道・沖縄5千万円以上その他1億円以上

#### 第6 事業の実施

海岸管理者は、同意を得た事業計画等に基づき、計画的かつ効率的に本事業を実施するものとする。なお、実施に当たっては、当初の目的を十分達成するよう、効率的かつ効果的な

工法及び対策手法を検討するものとする。

### 第7 国の補助金の交付

国は、本事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより予算の範囲内において海岸管理者に対して補助金を交付するものとする。

# 第8 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるものとする。

# 附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

### 農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要領

平成31年3月29日付け 30農振第3449号

各地方農政局長 国土交通省北海道開発局長 内閣府沖縄総合事務局長 北海道知事

農林水產省農村振興局長

### 第1 趣旨

農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業の実施については、「農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱」(平成31年3月29日付け30農振第3448号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)によるほか、この要領に定めるところにより、実施するものとする。

### 第2 事業の実施

- 1 要綱第4の1の事業間連携計画(以下「連携計画」という。)は別記様式第3号、要綱第4の3の海岸保全施設整備連携事業計画(以下「事業計画」という。)は別記様式第4号によるものとする。
- 2 要綱第4の1の協議は、別紙様式第1号により連携する事業の事業主体(連携計画を作成 する時点において既に事業が採択されている事業主体を除く。また、連携計画の変更の場合 は、変更を生じた事業の主体)のうち合計の事業規模が最も大きな事業主体が発議して行う ことを基本とする。
- 3 要綱第4の5の同意を得るに当たっては、連携計画及び事業計画(以下「事業計画等」という。)を作成の上、別記様式第2号により事業計画協議書(以下「協議書」という。)を地方農政局長等(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。)に提出するものとする。
- 4 地方農政局長等は、3により提出された協議書を審査の上、事業を実施することが適当と 認められるときは、事業計画等に同意するものとする。

#### 第3 事業計画等の変更

- 1 要綱第4の6の事業計画等の変更で同意を必要とするものは、次に掲げる場合とする。
- (1) 要素事業及び地区海岸の追加又は廃止
- (2) 工期又は事業費の著しい変更
- (3) 整備内容の著しい変更
- 2 要綱第4の6の事業計画等の変更で同意を得るに当たっては、別記様式第5号により、事業計画変更協議書(以下「変更協議書」という。)を地方農政局長等に提出するものとする。

3 地方農政局長等は、2により提出された変更協議書を審査の上、その変更の内容が適当と認められるときは、当該変更に同意するものとする。

### 第4 事業評価

事業評価については、「農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について」によるほか、やむを得ず事業計画等を変更する場合には、原則として「農業農村整備事業等補助事業評価(期中・完了後)実施要領」に基づき事業評価を実施した上で、第3の事業計画等の変更を行うものとする。

### 附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

### (別記様式第1号)

#### 事業間連携計画 協議書

 番
 号

 年
 月

 日

〇〇 殿

○○ 殿

(連携する事業主体)

○○県(都道府)○○部○○課長(事業規模が最も大きな事業主体)

○○海岸等において、海岸保全施設整備連携事業を実施したいので、農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱(平成31年3月29日付け30農振第3448号農林水産事務次官依命通知)第4の1の規定に基づき、別紙 事業間連携計画書(別記様式第3号)について、協議します。

### (別記様式第2号)

### 海岸保全施設整備連携事業 事業計画協議書

 番
 号

 年
 月

 日

### 農林水産省○○農政局長 殿

(北海道にあっては国土交通省北海道開発局経由農林水産省農村振興局長 ) 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

○○県(都道府)知事 ○○○○印

○○海岸等において、海岸保全施設整備連携事業を実施したいので、農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱(平成31年3月29日付け30農振第3448号農林水産事務次官依命通知)第4の5の規定に基づき、別紙 事業間連携計画書(別記様式第3号)及び海岸保全施設整備連携事業計画書(別記様式第4号)により協議します。

### (別記様式第3号)

# 事業間連携計画書

都重	<b>国府県名</b>	市町村名		計画名							
対象地域の概要											
※被害が想定される地域の範囲、人口・資産等の集積状況、整備対象施設や関連事業の状況等を記述する。											
WIND TO SECTION OF STATE A STATE ASSESSMENT AND TENDING STATE ASSESSMENT AND A CHEVE A CHEVE A CHEVE A CHEVE A											
事業の概要											
※事業間の連携も含めて、事業の目的、整備の方法等を記述する。											
	事業の名称等	事業主体	施設名等	実施内容等	全体事業費(百万円)	整備予定期間					
計											
計 画											
0											
内											
訳 —			1								
P/ \											
					+						
※連携事業実施による効果や効果発現の目標時期等について記述する。											

### (別記様式第4号)

# ○○海岸 海岸保全施設整備連携事業 事業計画書

	邻道府员			所管名				海岸管理者名							
	沿岸名				海岸保全区域指定					財源負担割合(%)					
		郡町									玉		都道府県	市町村	その他
		市村													
H	海岸の概要					被	災歴	海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標							
							海 延長 (n	₹Ж	防護 人口 (人)	防言 面和 (ha	漬	その他の成果目標			
事業の概要					農地の状況(注1) 防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記述する。										
計	実施予定期間   計画総事業費				千円										
画					事業費(千円) 整備予定期間					整備の必要性					
の															
内					-										
訳	合計							+							
	費用対効果(億円)       B       C       B/C       その他参考となる事項														

※印:海岸延長とは、当該事業により高潮対策等が実施された海岸線延長とする。

- 添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図(標準横断図、構造図等を添付)(3)写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等)
  - (4) 海岸保全基本計画等の該当部分の写し

注1: 農地保全に係るものにあっては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。

注2: 1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

#### (別記様式第5号)

#### 海岸保全施設整備連携事業 事業計画変更協議書

 番
 号

 年
 月

 日

### 農林水産省○○農政局長 殿

北海道にあっては国土交通省北海道開発局経由農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

○○県(都道府)知事 ○○○○印

○○海岸等において、事業間連携計画及び海岸保全施設整備連携事業計画を下記のとおり変更 実施したいので、農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱(平成31年3月29日付け 30農振第3448号農林水産事務次官依命通知)第4の6の規定に基づき、別紙 事業間連携計画 書(別記様式第3号)及び海岸保全施設整備連携事業計画書(別記様式第4号)により協議しま す。

記

- 1. 変更の理由
  - (注) 1 海岸の追加は、当初事業計画策定後に実施する必要が生じた理由(緊急性等) について十分に整理すること。
- 2. 変更の概要
- 3. 添付書類
  - (1) 事業計画
    - (注) 1 別記様式第3号、第4号によるものとする。
    - (注) 2 変更する箇所を容易に比較対照できるように変更部分を2段書きとし、変更前を 括弧書きで上段に記載すること。なお、新規箇所の追加の場合は比較対照の必要 はない。
  - (2) 変更の理由を補足するための写真及び資料